

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について 固定資産管理の状況	(1)不用備品の売却の促進について(意見17)  不用決定された備品については廃棄されているが、滋賀県財務規則上は原則売却を求めていること、さらに他府県において売却事例もあることから、単に廃棄するのではなく売却を積極的に検討していくことが必要である。	工業技術総合センターにおいて、従前は産業廃棄物として廃棄処分していた物品の一部について、再利用・資源ごみとして売却するなどの改善が見られた。  今後も、不用備品は原則として売却するよう指導する。
その他の状況	(1)預金口座についての開設・記帳・閉鎖に関する規定について(指摘32)  滋賀県財務規則及び金庫等管理要領では、預金口座の開設・閉鎖の手続きについて定めた規定が存在せず、また、通帳記帳のスケジュールについても言及されていない。  金庫等管理要領等において、預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定を設け、適切な管理体制を整備すべきであるし、公金外の資金を管理する預金口座についても、たとえば口座開設については、職員親睦会などの預金口座は別として、それ以外については適切な部署に申請させるなど、預金口座の利用目的に応じたしかるべき規定を設けるべきである。	預金口座の開設・記帳・閉鎖についての手続きを明確にするため、「金庫等管理要領」を改正し、各機関に通知を行った。